

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

令和 6 年度の資金不足比率について

東総広域水道企業団

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度東総広域水道企業団水道用水供給事業会計に係る資金不足比率を下記のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率
水道用水供給事業	— %

(備考)

- 1 資金不足比率は、資金不足を生じていないため、「—」で表示する。
- 2 資金不足比率における経営健全化基準は、2 0 . 0 %である。